

虐待防止のための指針

居宅介護支援事業所ロイヤルプラン(以下、「事業所」という)では、利用者への尊厳と人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、虐待の発生防止、早期発見、早期対応、再発防止のための措置を確実に実施すべく、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

1 高齢者虐待の定義

①身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加える事また、正当な理由なく身体を拘束すること

②介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える事

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせる事

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事

虐待防止のための具体的措置

2 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会(以下、委員会)」を設置する。なお、委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」とする。

委員会の開催にあたっては、管理者および在籍する職員が参加する。

委員会は、定期的(年1回以上)かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

委員会の協議事項は次のような内容とし、詳細は担当者が定める。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員へ周知に関すること

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること

④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

⑤虐待が発生した場合の対応に関すること

⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。

研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録により保存する。

4 虐待等が発生した場合の対応、方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

6成年後見制度の利用支援にかんする事項

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報があった場合や、事実が確認された場合には成年後見制度の利用等を提案し、利用者の権利擁護等を行うよう努める。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

相談受付後の対応は、「5虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

8 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、ホームページにも公開し利用者及び家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。